

# 令和2年 第5回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和2年3月17日(火)  
午後1時30分  
場 所 川口市教育局教育委員会室

## 日 程

### 1 開 会

### 2 点 呼

### 3 前回会議録の承認

- (1) 第4回川口市教育委員会定例会会議録

### 4 教育長報告

- |                                  |   |      |
|----------------------------------|---|------|
| (1) 臨時的任用教員の退職手当の一部未払いの対応状況について  | — | 1    |
| (2) 川口市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて      | — | 2    |
| (3) 川口市立学校学校評議員の委嘱を解いたことについて     | — | 当日 1 |
| (4) 令和2年度川口市教育相談支援員の採用について       | — | 3    |
| (5) 令和2年度川口市特別支援教育支援員の採用について     | — | 当日 2 |
| (6) 令和2年度川口市特別支援学級等補助員の採用について    | — | 4    |
| (7) 令和2年度川口市学校図書館司書の採用について       | — | 5    |
| (8) 令和2年度川口市スクールソーシャルワーカーの採用について | — | 当日 3 |
| (9) 令和元年度川口市立高等学校卒業者の進路状況について    | — | 当日 4 |

### 5 協議事項

- |                        |   |      |
|------------------------|---|------|
| (1) 令和2年度中高生海外派遣事業について | — | 当日 5 |
|------------------------|---|------|

### 6 議 事

- |                                                   |   |      |
|---------------------------------------------------|---|------|
| 議案第19号 職員の人事について                                  | — | 当日 6 |
| 議案第20号 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて                     | — | 6    |
| 議案第21号 川口市学校運営協議会を設置することについて                      | — | 当日 7 |
| 議案第22号 適正規模適正配置基本方針の改訂について                        | — | 別添 1 |
| 議案第23号 令和2年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラー<br>を委嘱することについて | — | 7    |
| 議案第24号 高等学校の教職員の人事について                            | — | 当日 8 |
| 議案第25号 令和2年度川口市教育研究所教育相談員<br>を委嘱することについて          | — | 8    |
| 議案第26号 令和2年度日本語指導支援員を委嘱することについて                   | — | 10   |
| 議案第27号 令和2年度川口市教育研究所カウンセラー<br>を委嘱することについて         | — | 11   |
| 議案第28号 令和2年度川口市教育研究所教育相談室の<br>嘱託医を委嘱することについて      | — | 12   |

議案第29号	令和2年度川口市教育研究所教育相談室の嘱託カウンセラー を委嘱することについて	—	13
議案第30号	令和2年度川口市教育研究所特別支援教育アドバイザー を委嘱することについて	—	14
議案第31号	令和2年度使用文部科学省著作教科書を採択することについて	—	当日9
議案第32号	川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第33号	川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第34号	川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第35号	川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第36号	川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第37号	川口市立公民館設置及び管理条例施行規則 の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第38号	川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第39号	川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第40号	川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第41号	川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第42号	川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第43号	川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第44号	川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第45号	川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程について	—	別添2
議案第46号	川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則 の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第47号	川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則 の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第48号	川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則 の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第49号	川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第50号	川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について	—	別添2
議案第51号	川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について	—	別添2

## 7 その他

## 8 閉会

# 教育長報告（1）

## 臨時的任用教員の退職手当の一部未払いの対応状況について

### 1 対象者

平成27年度以降に、臨時的任用教員（教諭）として市立高等学校・市立幼稚園に任用され、任期満了等の退職により退職手当が支給された者。

高等学校 79名

幼稚園 2名 合計 81名

### 2 未払い分の支払いについて

支払額 : 17,034,500円（81名分）

支払日 : 3月13日（指定口座へ振り込み）

支払い不能者 : なし

### 3 遅延損害金の支払いについて

支払予定額 : 2,144,505円（78名分）

※対象者81名中、3名から受け取り辞退の回答があったため、78名が支払い対象となる。

※民法の規定に基づく年利5分の利息について、遅延期間に応じて支払い日（3/13）までの日割りにて算出。

※6月市議会定例会の議決を受けた後、7月上旬に支払いを行う予定。

## 教育長報告（２）

川口市スポーツ推進委員の委嘱を解くことについて

地 区 名	氏 名	委嘱年月日	解嘱年月日
芝公民館地区	市川 真志	平成21年4月1日	令和2年3月31日

令和２年度 川口市教育相談支援員の採用について

番号	配置校	すこやか相談員		サポート相談員	
		氏名	任期	氏名	任期
1	東中	吉田 好子	再任	仲田 朗子	新規
2	西中	細矢 玲子	再任	鈴木 則子	再任
3	南中	戸簾 暢宏	再任	川村 節子	新規
4	北中	柴田 宏之	新規	萩原 美樹	新規
5	青木中	田北 眞美子	再任	野村 京子	再任
6	芝中	成田 弥寿子	再任	駒崎 玲子	再任
7	元郷中	嶽本 美智子	再任	ブレイクスリー 直子	再任
8	上青木中	小林 ひろみ	再任	伊藤 富美子	再任
9	幸並中	小杉 千絵	新規	松田 美帆	再任
10	十二月田中	合田 恵美子	新規	海宝 一恵	再任
11	仲町中	川村 里名	新規	大竹 敦子	再任
12	安行中	石井 理恵	再任	鶴堀 昌子	再任
13	芝東中	大谷津 和子	再任	森田 あけみ	再任
14	芝西中	佐藤 まさ子	再任	須藤 加代子	再任
15	岸川中	若林 協子	再任	田中 美晴	新規
16	榛松中	丁野 薫	再任	渡邊 香織	再任
17	小谷場中	大野 幸子	再任	松本 倫子	新規
18	神根中	石黒 智子	再任	児成 寿実江	再任
19	領家中	間鍋 好江	新規	宮城 里奈	再任
20	戸塚中	河合 昌好	新規	小林 ひろみ	再任
21	在家中	松苗 郁子	再任	澤野 登模美	再任
22	安行東中	藤井 久美子	再任	大貫 よしみ	再任
23	戸塚西中	小池 名保美	再任	浅田 民子	再任
24	鳩ヶ谷中	本間 遥香	再任	栃木 明子	再任
25	八幡木中	川島 道子	再任	鈴木 日登美	再任
26	里中	川原塚 エリ	再任	吉葉 好市	再任

- ・根 拠 川口市教育相談支援員設置要綱第２により採用をする。
- ・任 期 令和２年４月１日～令和３年３月３１日

## 教育長報告（6）

### 令和2年度川口市特別支援学級等補助員の採用について

番号	配置校	氏名		番号	配置校	氏名	
1	幸町小	深谷 伊津子	再任	23	差間小	伊東 真由美	再任
2	上青木小	櫻井 昌子	新規	24	東本郷小	浅香 雪子	再任
3	元郷小	関口 明美	再任	25	戸塚東小	田井 祐美	新規
4	元郷小	片岡 由美子	再任	26	戸塚東小	安田 里佳	再任
5	芝小	中保 千恵	再任	27	戸塚北小(通級)	野村 朝子	再任
6	神根小	宮園 綾子	新規	28	戸塚綾瀬小	遠藤 京子	再任
7	青木北小	武居 利江	再任	29	中居小	石井 修	再任
8	青木北小	田辺 隆子	再任	30	里小	真庭 泰子	再任
9	青木北小(通)	常盤 葉子	再任	31	桜町小	小宮 順子	再任
10	飯仲小	塩入 良江	新規	32	桜町小(通)	入江 玲子	再任
11	安行小	トルオン 直子	再任	33	東中	皆川 直子	再任
12	原町小	神山 ゆかり	再任	34	青木中	齋藤 園枝	新規
13	前川小	小林 篤子	再任	35	芝中	成田 聖子	再任
14	戸塚小	富山 由美	再任	36	元郷中	二渡 麻喜	再任
15	元郷南小(通)	豊田 敦子	新規	37	上青木中	秋田 幸代	再任
16	朝日東小	土屋 裕子	再任	38	仲町中	大山 幸子	再任
17	前川東小(通)	林 千和子	再任	39	安行中	池上 礼子	再任
18	芝樋ノ爪小	荒木 小八郁	再任	40	岸川中	青木 里美	再任
19	芝樋ノ爪小	原 ゆう子	再任	41	戸塚中	飯坂 透	再任
20	芝樋ノ爪小(通)	臼倉 緒美	再任	42	在家中	下田 和子	再任
21	新郷南小	佐藤 智子	再任	43	戸塚西中	霜鳥 幸江	新規
22	朝日西小	工藤 千春	再任	44	鳩ヶ谷中	河野 邦夫	新規

・根拠 川口市特別支援学級等補助員配置事業実施要綱第3条により採用をする。

・任期 令和2年4月3日～令和3年3月31日

教育長報告（7）

令和2年度 川口市学校図書館司書の採用について

令和2年度 川口市学校図書館司書の配置校一覧

	氏 名	配 置 校	
		3日間（月・水・金）	2日間（火・木）
1	浅井 智子	芝西小学校	仲町中学校
2	浅香 裕子	戸塚小学校	戸塚中学校
3	雨宮 純子	里小学校	幸並中学校
4	飯田 貴子	戸塚南小学校	神根中学校
5	一世 和代	芝小学校	芝中央小学校
6	岩崎 弥生	中居小学校	南鳩ヶ谷小学校
7	臼井 美紀子	芝樋ノ爪小学校	芝中学校
8	海野 祐子	本町小学校	舟戸小学校
9	江野 賢子	青木中央小学校	青木中学校
10	海老原 幸子	桜町小学校	神根東小学校
11	大内 芳江	幸町小学校	十二月田中学校
12	岡部 さかえ	安行東小学校	里中学校
13	岡本 匠子	戸塚東小学校	安行東中学校
14	久保 玲奈	安行小学校	安行中学校
15	熊井 朋美	新郷小学校	八幡木中学校
16	熊倉 早苗	戸塚綾瀬小学校	慈林小学校
17	倉持 貴子	木曾呂小学校	北中学校
18	小山 未来	鳩ヶ谷小学校	西中学校
19	佐藤 伸子	東中学校	榛松中学校
20	末吉 歩	新郷南小学校	領家小学校
21	鈴木 幸子	上青木南小学校	上青木中学校
22	須田 朋子	並木小学校	仲町小学校
23	富永 純	新郷東小学校	東本郷小学校
24	内藤 康子	芝富士小学校	小谷場中学校
25	中宇禰 弘子	根岸小学校	神根小学校
26	中川 真由美	柳崎小学校	戸塚西中学校
27	中原 友美子	前川小学校	青木北小学校
28	夏目 章絵	差間小学校	鳩ヶ谷中学校
29	西岡 裕子	戸塚北小学校	芝東中学校
30	新田 あずさ	在家小学校	岸川中学校
31	野地 三和	飯仲小学校	在家中学校
32	堀田 伊里子	上青木小学校	元郷中学校
33	前川 恭子	十二月田小学校	朝日西小学校
34	増田 知佳	前川東小学校	原町小学校
35	松澤 美月	飯塚小学校	朝日東小学校
36	水野 綾	元郷小学校	辻小学校
37	表 久美子	南中学校	東領家小学校
38	矢崎 ふみ	元郷南小学校	領家中学
39	山下 良恵	芝南小学校	芝西中学校
<b>合計配置校数 小52校 中26校 合計78校</b>			

・任期：令和2年4月8日～令和3年3月31日

・根拠：川口市学校図書館司書設置要綱第2により採用をする。

議案第20号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

スポーツ基本法第32条及び川口市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定により、次のとおりスポーツ推進委員を委嘱することについて議決を求める。

記

1 委嘱をする者

地区名	氏名	備考
戸塚西公民館地区	笛木 繁	特技 サッカー 陸上
芝公民館地区	河西 栄次	特技 ミニテニス

2 任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第23号

令和2年度川口市学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて

川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラー設置要項第2の規程により、次のとおり川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

	氏名	再・新
メンタルヘルス チーフカウンセラー	土井 一博	再
メンタルヘルスカウンセラー	大林 ひろこ	再

2 委嘱期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第25号

令和2年度川口市立教育研究所教育相談員を委嘱することについて

川口市立教育研究所教育相談員設置要綱第3の規定により、別紙のとおり川口市立教育研究所教育相談員を委嘱することについて、議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

1 委嘱をする者

氏 名	配属先	再・新
福島 章雄	川口市立教育研究所	再
高田 信一郎	川口市立教育研究所	再
吉牟田 昌弘	川口市立教育研究所	再
川田 博史	川口市立教育研究所	再
戸ヶ崎 幾江	川口市立教育研究所	再
池内 淳一	川口市立教育研究所	再
加藤 祐子	川口市立教育研究所	再
佐藤 俊博	川口市立教育研究所	再
小田 正美	川口市立教育研究所	新
杉田 明	川口市立教育研究所	新
太田 慎二	川口市立教育研究所	再
竹本 美香	川口市立教育研究所	再
松山 友昭	川口市立教育研究所	再

2 任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

議案第26号

令和2年度日本語指導支援員を委嘱することについて

日本語指導支援員設置要綱第3の規定により、次のとおり日本語指導支援員を委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
村上 博俊	拠点校	再
坂井 知子	教育研究所	新
山本 睦夫	拠点校	新
石鍋 栄	拠点校	新

2 任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第27号

令和2年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて

川口市立教育研究所カウンセラー設置要綱第2の規定により、次のとおり川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
山崎 健之介	川口市立教育研究所	再
海老澤 香菜恵	川口市立教育研究所	再
近藤 有美香	川口市立教育研究所	再
雪田 彩子	川口市立教育研究所	再
小泉 藤子	川口市立教育研究所	再
小田島 早紀	川口市立教育研究所	新
今野 洋子	川口市立教育研究所	新

2 任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第28号

令和2年度川口市立教育研究所教育相談室の嘱託医を委嘱することについて  
川口市立教育研究所教育相談室嘱託医による医療相談実施要項2の規定により、次のとおり教育相談室嘱託医を委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
柴田 勲	精神科医 しばた心身クリニック院長	再

2 任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第29号

令和2年度川口市立教育研究所教育相談室の嘱託カウンセラーを委嘱すること  
について

川口市立教育研究所教育相談室嘱託カウンセラー設置要綱第2の規定により、次の  
とおり川口市立教育研究所教育相談室嘱託カウンセラーを委嘱することについて、議  
決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
杉山 雅宏	埼玉学園大学大学院心理学研究科教授 臨床心理カウンセリングセンター長	再

2 任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第30号

令和2年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて

川口市立教育研究所教育相談室特別支援教育アドバイザーによる教育相談実施要項2の規定により、次のとおり川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて、議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
久保島 廣美	川口市立教育研究所	再
近藤 久江	川口市立教育研究所	再
上原 節子	川口市立教育研究所	再
齋藤 光男	川口市立教育研究所	再
足助 啓子	川口市立教育研究所	再
後藤 和子	川口市立教育研究所	再

2 任期

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

議案第22号

適正規模適正配置基本方針の改訂について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

# 小中学校適正規模適正配置基本方針 (改定案)

令和2年 月

川口市教育委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	小中学校の現況	2
3	適正規模・適正配置の考え方	3
	(1) 大規模校への対応	4
	(2) 小規模校への対応	4
	① 小規模校の課題	4
	② 必要学級数の考え方	5
4	存置の考え方	6
	(1) 存置の基準について	6
	(2) 検討の進め方について	7
5	各地区の学校規模の状況	8

# 1 はじめに

令和の時代を迎え、日本経済は雇用・所得環境の改善により、緩やかではあるが景気回復の兆しが見えてきた。しかし、かつてのような右肩上がりの経済成長を意識しながら長期展望を図る時代から、今後はかつて経験したことのないような少子・高齢化社会になる時代を迎えることが確実である。このことから、将来の日本を支える子どもの数は減少し、これまでの経済大国の地位も、揺ぎ始めている状況にある。

特に学校教育においては、児童生徒数が今後もさらに減少していくことを見据え、教育環境の維持向上をどのように進めていくべきかが課題となっていた。

そこで、平成23年に市内小中学校の適正規模適正配置を検討し「川口市小中学校適正規模適正配置基本方針」を策定し、この基本方針に基づいて小中学校の適正規模適正配置を進め、教育環境の維持向上に努めてきた。

また、本市においては「特色ある学校づくり」推進のため平成15年より学校選択制のもと学校を指定してき。しかしながら、平成27年12月に、文部科学省より「地域とともにある学校づくり」を推進していく方針が示されたことで、学校選択制の在り方について見直しが図られ、令和元年度入学生から学校選択制が廃止され、居住地域により定められた学区の学校へ通学する学区制に戻った事により、「川口市小中学校適正規模適正配置の基本方針」も改訂することとなった。

こうした状況のもと、「国立社会保障・人口問題研究所」による本市の将来人口を見ると、今後10年間、総人口は、約10%の増加が見込まれるが、0歳から14歳の人口は、約5%減少することが見込まれている。

特に、昭和50年代に約6万人を超えていた5歳から14歳の人口は、令和27年においては約4万5千人になると見込まれており、約25%の減少となる。(表1参照)

その後、今後、本市の小中学校の状況については、都市開発等による人口増加地区と、地域社会が成熟され、今後人口増加が見込めない地区では、児童生徒数に大きな差が生じる状況が考えられる。

令和元年度現在、学年で1学級しか存在しない学校は、小学校で6校、中学校で0校である。特に極端な小規模校は、児童生徒の仲間関係が固定化し、自立心や社会性を養うことが難しく、また、中学校においては部活動の機会を提供しにくいなど、様々な問題が生じることが予想される。

一方、児童生徒数が増加した地区においては、学校の大規模化が進み、過密化による教室数の不足など施設設備等の問題も生じてくる。

今後は、今回改定されたこの基本方針に基づき、学校の適正規模、適正配置の取組を進めていくものとする。

本市における年少人口（就学人口）の推移予測

(表1)

年 齢	R2	R7	R12	R17	R22	R27
0歳～4歳	24,353	23,113	23,308	23,399	23,081	22,492
5歳～9歳	24,210	23,874	22,648	22,808	22,872	22,541
10歳～14歳	25,065	24,391	24,036	22,792	22,933	22,980
計	73,628	71,378	69,992	68,999	68,886	68,013
全体人口	589,253	594,768	596,282	595,017	591,906	587,179

「国立社会保障・人口問題研究所」人口統計より引用

## 2 小中学校の現況

### 小中学校の児童生徒数、学級数の推移

本市における6歳から15歳までの児童生徒数は、平成元年度から年々減少してきたものの、小学校では平成10年度を、また中学校では平成16年度を境に緩やかに上昇している。

平成23年鳩ヶ谷市と合併したことにより、平成24年度には小学校で3万人を、中学校で1万4千人達し、その後ほぼ同程度で推移している。

令和の時代に入り、小学校では3万人前後で、大きな変化はないものの、中学校では令和元年から令和4年にかけて約2千人の上昇が見込まれ、その後は1万5千人前後で推移していくことが予想される。(表2参照)

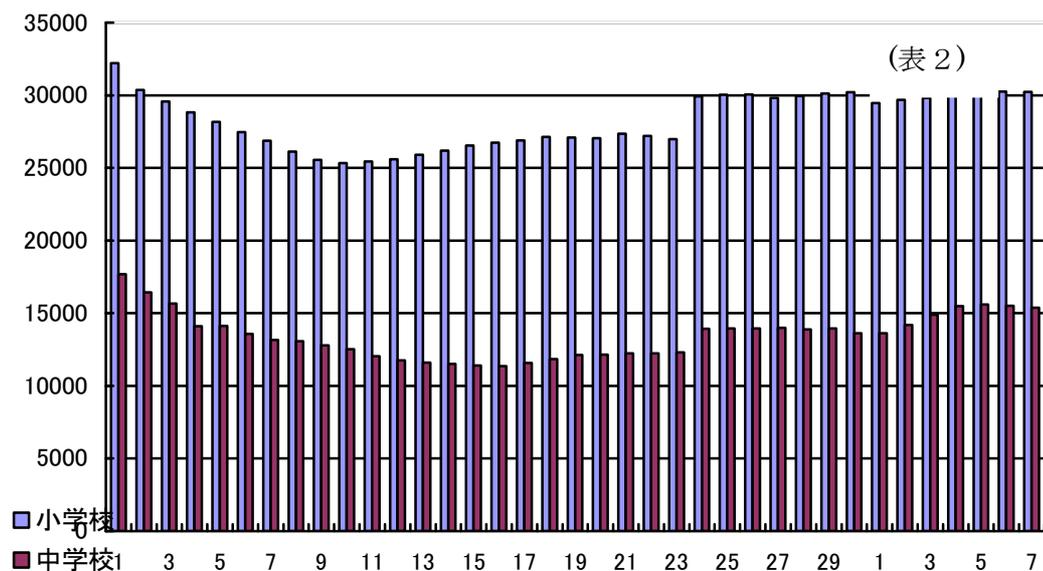
近年、小学校においては、少子化とともに小規模化する学校が目立つようになり、令和元年度現在、小学校52校の平均学級数は18学級であり、11学級以下の学校が6校存在する。逆に31学級を超えるか大規模校については、令和2年度以降に1校が該当する推移になっている。

また、中学校の学級数は、平成元年度には31学級以上の学校が1校あり、1学年10学級以上の学校もあったが、平成8年度に戸塚西中学校を開校した。しかし、ここ数年、戸塚安行地区を中心に都市開発が進んでいる一部地域においては、人口の増加も緩やかに進み、25学級を超える学校も存在することになる。

現在の中学校26校の平均学級数は14学級であり、11学級以下の学校は8校である。そのうち、8学級の学校が2校存在するが、今後の推移としては、6学級以下になる見通しはない。(表3参照)

令和3年度に川口市立高等学校附属中学校が開校するが、各学年2学級の編制となり令和5年度には3学年で6学級となる。

### 市立小中学校児童・生徒数の推移（予測）



※「川口市の統計情報の住民基本台帳」により算出 各年5月1日現在

市立小中学校の学級数の推移

年度	小 学 校						中 学 校					
	6学級以下	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上	計	6学級以下	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上	計
H1	0	1	34	7	2	44	0	2	16	4	1	23
H5	0	1	36	8	0	45	0	2	19	1	1	23
H10	1	2	42	2	0	47	0	4	20	0	0	24
H15	2	1	38	6	0	47	0	4	20	0	0	24
H20	1	3	36	7	0	47	3	4	17	0	0	24
H25	0	6	37	9	0	52	1	2	21	2	0	26
H30	0	5	38	9	0	52	0	4	21	1	0	26
R1	1	3	37	11	0	52	0	3	22	1	0	26
R2	0	6	37	8	1	52	0	6	19	1	0	26
R3	0	8	37	6	1	52	(1)0	6	19	1	0	27
R4	0	8	36	6	2	52	(1)0	4	21	1	0	27
R5	0	9	36	6	1	52	(1)0	3	22	1	0	27
R6	1	8	34	8	1	52	(1)0	3	22	1	0	27
R7	1	8	36	5	2	52	(1)0	3	21	2	0	27

※（ ）は令和3年度開校の川口市立高等学校附属中学校

### 3 適正規模・適正配置の考え方

児童生徒に対する教育効果は、一定規模の集団の中で学ぶことにより得られるものであり、適正な学校規模を整えることで高められるものとする。

小中学校の適正規模については、国の学校教育法施行規則により12～18学級の基準が示されており、これが一つの目安となっている。本市においても、この基準を踏まえ、平成19年度に教育局内に設置された「小中学校の適正配置等検討委員会」において規模の分類を行い、12～24学級を適正規模と位置付けている。

(表4参照)

現在、本市においても少子化等の影響から学校規模に偏りが生じている状況がみられることから、大規模校、小規模校への対応に関し、適正規模化に向けた対応を図る必要がある。

なお、川口市立高等学校附属中学校については、学級数を定めた募集による学校であるため適正規模・適正配置の考え方には含まれない。

『川口市の小・中学校規模の分類』 (表4)

区分	小学校	中学校
過大規模校	31学級以上	31学級以上
大規模校	25～30学級	25～30学級
適正規模校	12～24学級	12～24学級
小規模校	7～11学級	7～11学級
過小規模校	6学級以下	6学級以下

## (1) 大規模校への対応

都市開発等の影響から児童生徒数が増加し、大規模校となっている学校については、施設の老朽化に伴う建替や増築により改善を図るとともに、指定校変更要件の弾力的な運用をしていくことも必要である。

また、現在児童生徒数の増加が見込まれる地域においては、将来的には逡減していくことが予想されることから、基本的には新たな学校建設は実施せず、現存の施設活用により対応を図っていく。

## (2) 小規模校への対応

今後の市内の人口動態を見通していくと、少子化等により小規模校がさらに増加していくことが予想される。後述するとおり、小規模校には小規模校のメリットがあり、その特色を生かしたきめ細やかな教育の推進が期待できる。しかしながら、さらに小規模校化が進み、過小規模校へ移行していくとなるとデメリットが大きくなり、教育環境の悪化が懸念されてくる。

このことから、極端な小規模校化を解消していくため、必要学級数の基準を示し、適正規模へ改善する検討を行うとともに、さらに基準を下回った場合は統廃合を含めた検討を進めていく。

### ① 小規模校の課題

小規模校における学校教育へ及ぼす影響は、メリット、デメリットの両面があるものの、下記に示すように、極端な小規模化は、本来学校教育において学ぶべき社会性の育成や、互いに学びあい切磋琢磨する意識の醸成が難しくなるなど多くの問題がある。(表5参照)

(表5)

	メリット	デメリット
児童生徒の面	<ul style="list-style-type: none"><li>・家族的な雰囲気の中での学校生活が送れる。</li><li>・行事や当番、授業において出番が多く、いろいろな経験ができ、存在感が持てる。</li><li>・個々の児童生徒にきめ細やかな学習指導を行うことができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・仲間関係が固定的になり、友達関係が崩れた場合、クラス替えできず、改善が困難になる。また、仲間関係が、序列化しやすく、6年間続く恐れがある。</li><li>・異年齢交流も固定しがちになり、友達づくりの広がりがない。</li><li>・男女の数が極端に偏ることがある。</li><li>・学級間の対抗がないことから、切磋琢磨する機会が減る。</li><li>・教師に依存する傾向が強くなりやすく、自立心や社会性が育ちにくい。</li></ul>
教師の面	<ul style="list-style-type: none"><li>・全校児童生徒の顔と名前が覚えられ、どの子にも声かけができ、親近感が沸く。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学年で担任が1人のために、相談相手がなく、教材研究や指導方法が独断になりやすい。</li><li>・1人で何役もの校務分掌を受け持ち、担当業務の充実が図れず、また、出張や研修の調整が難しい。</li></ul>

## ② 必要学級数の考え方

小規模校は、子どもたちひとり一人にきめ細やかな指導ができるなどメリットがあるが、学校における教育効果は、一定規模の集団で学び、様々な経験や多くの教員による指導によって得られるものとする。特に、1学年1学級はクラス替えができないなどのマイナス面があり、児童生徒間の切磋琢磨やクラスにおける団結心の醸成、集団生活による社会性の育成等において課題があり、1学年2学級以上の確保が望ましい。

### 【小学校】

小学校では、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、集団生活に慣れ、多くの友だちを作り、多様な意見などに接する機会をつくり社会性を育成する。また、指導体制においても、基礎学力を身につけるために、多くの教職員から多様な指導を受ける環境を確保することが大切である。このことを考えると、小学校では通常6年間で複数回のクラス替えが行われ、多様な集団を経験することにより、社会性を身につけることができることから、1学年に複数学級を確保することが必要である。

また、学校は、小規模校であったとしても、学校運営において教職員が行わなければならない業務に大きな差異はない。このため、学校が小規模化することで、教職員数が減少すると、一人の教職員の負担が増えるとともに、就学間もない児童を抱える小学校においては、登下校時や緊急時の対応に支障が生じる可能性がある。

### 【中学校】

中学校は、教科担任制であるため、9教科に10名の担当教員（技術・家庭各1名）が必要となる。さらに授業の充実、学力の向上を考えると、国語、数学、理科、社会、英語の5教科については、さらに1名ないし2名の増を確保すべきと考える。よって校長、教頭を加え、17名～22名の教職員の配置が望ましく、その人数を確保するためには、県の教職員の配当基準を考えると9学級から13学級が望ましい。

（表6参照）

「平成31年度埼玉県市町村中学校教職員配当基準表（抜粋）」（表6）

学級数	校長・教員	養護教員	事務職員
1	5		
2	8		
3	9	1	
4	10	1	1
5	11	1	1
6	12	1	1
7	14	1	1
8	15	1	1
9	17	1	1
10	18	1	1
11	19	1	1
12	20	1	1
13	22	1	1
14	23	1	1
15	24	1	1
16	26	1	1
17	27	1	1
18	29	1	1
19	31	1	1
20	32	1	1
21	34	1	2
22	35	1	2
23	37	1	2
24	38	1	2
25	39	1	2

## 4 存置の考え方

### (1) 存置の基準について

現在、本市においては、少子化等の影響から、極端に児童生徒数が減少してきている学校も一部にあり、学校運営上、支障が生じる場合も考えられる。このことから、学区における人口動態や地域の状況等を踏まえたうえで、統廃合の計画を進め、一定の児童生徒数を確保することも必要である。

そこで、統廃合を検討する上での小中学校の存置の基準について考え方を示すものとする。

ただし、基準を示す上においては、まず、全て小中学校の各学年において複数学級が確保されること、特に中学校においては、教科担任が確保されること、活力のある部活動が実施できることを前提とする。

また、統廃合を検討する上において、今後の長期的な児童生徒数の推移を見極め判断していくことが大きな要素となる。

#### 【小学校】

埼玉県市町村立小・中学校学級編制基準に基づき、(学級編制の特例によらない場合)、第1学年が36人、第2学年から第6学年までが41人で複数学級となる。このことから、全児童数241人が、全学年において複数学級を確保するための最低規模となる。

したがって、この人数を下回った場合には、単学級となる学年が出るため、今後の児童数の推移を見極めていく必要がある。

一方、第1学年は36人で、それ以外の学年は41人で2学級となるということは、最低規模として第1学年が18人学級、それ以外の学年は20人学級の設置が見込まれる。この人数が教育環境の最低児童数とすると、6学年すべて単学級とした場合、全体児童数は118人となり、この人数を下回った場合においては、以下の基準に基づき学校の存置について、統廃合の検討を行うものとする。

#### 小学校の最低規模の確保と存置については次を基準とする。

##### 【適正規模に改善するための検討を開始する基準】

- 全児童数がおよそ200人程度を下まわる場合  
(複数学級を確保するための最低規模を下まわる)

##### 【学校の存置を検討する基準】

- 全ての学年が単学級になった場合もしくは予想される場合
- 全児童数が100人程度を下まわった場合もしくは予想される場合

## 【中学校】

中学校は教科担任制であるため、安定した学校運営を図っていくためには、教員は、9教科10名、時数上必要な教科の増員分、さらに校長、教頭を含め、最低17名必要で、その人数を確保するためには、県の教職員の配当基準から、全校で9学級の配置が最低規模となり、1学年当たり3学級が必要となる。

したがって、1学年で3学級を確保するための最低規模の人数は81人で、3学年すべて81人とした場合、全生徒数は、243人となる。この人数が、全校において9学級を確保するための最低規模となる。また、9学級すべてを学級編制上限の40人とした場合（学級編制の特例によらない場合）は、全生徒数は360人となる。よって、9学級が確保できる生徒数は243人～360人となるが、早い段階から適正規模に改善するための検討を開始した方がよいとする考えから、300人程度を検討開始の基準とする。

このため、小学校同様、この人数を下回った場合や、全校で4学級以下の場合、校長を除いた教員定数が9人以下となるため、各教科の教員配置が困難であり、したがって5学級が最低基準となる。5学級を3学年に分けた場合、2学級、2学級、1学級となり、41人、41人、40人で全生徒数122人が最低規模となる。

この人数を下回った場合においては、以下の基準に基づき学校の存置について、統廃合の検討を行うものとする。

### 中学校の最低規模の確保と存置については次を基準とする。

#### 【適正規模に改善するための検討を開始する基準】

- 全生徒数がおよそ300人程度を下まわる場合  
（全校で9学級を確保するための基準を下まわる）

#### 【学校の存置を検討する基準】

- 全校の学級数が4学級以下になった場合もしくは予想される場合
- 全生徒数が100人程度を下回った場合もしくは予想される場合

## （2）検討の進め方について

- ① 「適正規模に改善するための検討を開始する基準」に達した場合は、「〇〇小（中）適正規模・適正配置検討会議（仮称）」を設置し、学校、保護者、PTA、地域、教育委員会が連携協力し、様々な具体的方策を検討協議しながら、一定期間、児童生徒数の推移について見守っていく。
- ② 「学校の存置を検討する基準」に達した場合は、「統廃合検討委員会」を設置する。検討委員会では、該当校の適正配置実施計画を立て、保護者、地域住民に説明を行なうとともに、関係者の意見を考慮しながら学校の存置について検討していくものとする。  
「統廃合検討委員会」の設置要綱については、教育委員会が別に定める。

## 参考 現在の学校規模の状況

40人学級を基本とする学級編制において、先に示した「川口市小中学校規模の分類」に照らし、令和元年度における各地域の学校規模の状況を見てみると、都市開発により新たな住宅が建設された地区と少子化が進む地区とにおいて、児童生徒数の偏りが生じている。

小学校においては、南平地区、安行地区、戸塚地区で大規模校の学校が2校以上存在し、そのうち安行地区においては、学校数に対して学齢児童数の割合が大きい。

また、南平地区においては、大規模校と小規模校さらには、過少規模校が存在する状況となっており、一部地域での都市開発による人口増の影響が考えられる。

中学校においては、戸塚地区の学校1校が大規模校となっており、学校数に対する学齢生徒数の割合が大きい状況となっている。小規模校はいくつか存在しているが、過小規模校はない。

### 【小学校】

(令和元年5月1日現在)

地区	在籍者	1校平均 在籍者	学校数	過大	大規模	適正	小規模	過小
中央地区	2,715	679	4		1	3		
横曽根地区	2,058	515	4			4		
青木地区	3,178	636	5		1	4		
南平地区	3,385	484	7		2	3	1	1
神根地区	3,048	508	6		1	4	1	
新郷地区	2,435	609	4			4		
芝地区	3,710	464	8			7	1	
安行地区	2,466	822	3		2	1		
戸塚地区	3,344	669	5		2	3		
鳩ヶ谷地区	3,616	553	6		1	5		
合計	29,955	576	52	0	10	38	3	1

### 【中学校】

地区	在籍者	1校平均 在籍者	学校数	過大	大規模	適正	小規模	過小
中央地区	1,164	582	2			2		
横曽根地区	838	419	2			1	1	
青木地区	1,728	576	3			3		
南平地区	1,552	517	3			1	2	
神根地区	1,587	529	3			3		
新郷地区	895	448	2			1	1	
芝地区	1,517	379	4			3	1	
安行地区	1,111	556	2			1	1	
戸塚地区	1,688	844	2		1	1		
鳩ヶ谷地区	1,608	536	3			3		
合計	13,688	526	26	0	1	19	6	0

議案第32号

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

## 川口市教育局組織規則の一部を改正する規則

川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「生涯学習部」を「教育総務部」に改める。

第8条第2項及び第3項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

第10条中「生涯学習部」を「教育総務部」に、

「教育総務課

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 部の庶務に関する事。
- (3) 教育委員会に関する事。
- (4) 教育局の行政の総合企画及び調整に関する事。
- (5) 教育局及び教育機関職員（県費負担教職員及び教育職給料表の適用を受ける市費職員を除く。）の人事に関する事。
- (6) 職員の給与その他の勤務条件に関する事。
- (7) 学校の物品及び修繕の契約に関する事。
- (8) 学校教育施設の新増改築の計画及び補修に関する事。
- (9) 分庁舎の管理に関する事。

「教育総務課

- (1) 部内の連絡調整に関する事。
- (2) 部の庶務に関する事。
- (3) 教育委員会に関する事。
- (4) 教育局の行政の総合企画及び調整に関する事。
- (5) 教育局の法務に関する事。
- (6) 教育局の訴訟に関する事。
- (7) 教育局及び教育機関職員（県費負担教職員及び教育職給料表の適用を受ける市費職員を除く。）の人事に関する事。
- (8) 職員の給与その他の勤務条件に関する事。
- (9) 学校の物品及び修繕の契約に関する事。
- (10) 学校教育施設の新増改築の計画及び補修に関する事。

(11) 分庁舎の管理に関すること。 」  
改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第33号

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則

川口市教育局事務専決規則（昭和57年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

第7条及び第8条中「生涯学習部」を「教育総務部」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第34号

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程

川口市教育局文書管理規程（平成13年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第57条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第35号

川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

## 川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会公印規則（昭和48年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「生涯学習部教育総務課長」を「教育総務部教育総務課長」に改める。

様式第3号から様式第6号までを次のように改める。

様式第3号 別紙のとおり

様式第4号 別紙のとおり

様式第5号 別紙のとおり

様式第6号 別紙のとおり

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第3号

電子印使用申請書

年 月 日

教育総務部教育総務課長 様

申請者

.....課 (所・室) 長

次のとおり電子印の使用について申請します。

電子印に使用する 公 印 の 名 称	
電子印の寸法 (ミリメートル)	原 寸 縮小する場合
文 書 名	
文 書 の 用 途	
電子印に関する 情報の管理方法	
使用開始年月日	年 月 日
* 決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 (理由)

様式第4号

公 印 印 刷 申 請 書

年 月 日

教育総務部教育総務課長 様

公印使用者

職 氏 名 .....

次のとおり公印の印刷について申請します。

公 印 名 称	
印 影 の 寸 法 (ミリメートル)	
印刷する文書名	
印 影 印 刷 枚 数	
印 影 印 刷 理 由	
用 途	
* 決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 (理由)

様式第5号

公印新調（改刻・廃止）申請書

年 月 日

教育総務部教育総務課長 様

公印管理者

職 氏 名

新 調  
 次のとおり公印の 改 刻 について申請します。  
廃 止

公 印 名 称			
種 別		書 体	
寸 法 (ミリメートル)		印 材	
用 途			
新調・改刻・廃止 年 月 日	年 月 日		
理 由			
ひ な 形 (印 影)		管 理 場 所	
		管 理 者	
		取 扱 者	
* 決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認（理由）		

様式第6号

公印事故報告書

年 月 日

教育総務部教育総務課長 様

公印管理者  
職 氏 名

次のとおり公印に事故があったので報告します

公 印 名 称			
発 生 年 月 日 時	年	月	日 時 分
発 生 場 所			
管 理 者 名		取 扱 者 名	
管 理 課 所			
事故の内容			
発生時における 管 理 状 況			
事 故 処 理 の て ん 末			
そ の 他 の 事 項			

議案第36号

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第37号

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第5号）  
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第38号

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程

川口市立生涯学習プラザ処務規程（平成31年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第39号

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程

川口市立中央ふれあい館処務規程（平成16年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第40号

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程

川口市立アートギャラリー処務規程（平成24年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第41号

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程

川口市立文化財センター処務規程（平成18年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第42号

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程

川口市立図書館処務規程（平成18年教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第5条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第43号

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程

川口市立科学館処務規程（平成15年教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項、第5条第2項及び第9条第1項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第44号

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程

川口市立体育施設処務規程（平成19年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第45号

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程

川口市立大貫海浜学園処務規程（平成23年教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

議案第46号

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則（平成5年教育委員会規則  
第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第47号

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第48号

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則  
川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第49号

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則

川口市立南平文化会館管理規則（昭和54年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「生涯学習部長」を「教育総務部長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 舞台設備

品目	単位	金額（1回につき）	備考
		円	
講演卓	1式	770	脇卓を含む。
司会台	1台	220	
舞台用机	同	150	
舞台用いす	1脚	70	
指揮台	1式	300	指揮者用譜面台付き
譜面台	1台	70	
反響板	1式	4,620	
所作台	同	4,620	
平台（中）	1枚	230	長さ180センチメートルのもの
平台（小）	同	180	長さ180センチメートルのもの うち幅が60センチメートルのもの
箱足	1個	70	
中足	同	70	
高足	同	70	
枕木	同	50	
松羽目	1式	1,540	
竹羽目	同	1,540	
金びょうぶ	1双	2,310	
銀びょうぶ	同	2,310	

緋もうせん	1 枚	150	
山台用長座ぶとん	同	70	
座ぶとん	同	70	
上敷ござ	同	150	
紗幕	1 張	1,540	
紅白幕	同	1,540	
黒幕	同	1,540	
浅黄幕	同	1,540	
地がすり	1 枚	770	
カーペット	1 式	1,540	
めくり台	1 台	70	
人形立	同	70	
バトン	1 本	550	
国旗・市旗	1 旗	330	
ピアノ(グランド)	1 台	5,500	調律料は、含まない。
ピアノ(アップライ ト)	同	1,540	調律料は、含まない。

## 2 照明設備

品目	単位	金額（1回につき）	備考
		円	
フットライト	1 列	1,540	照明器具にはプラステートは、含まない。
天板フットライト	1 台	1,540	
第1 ボーダーライ ト	1 列	1,540	
第2 ボーダーライ ト	同	1,540	
アップパーホリゾン	同	2,310	

トライト		
ローアーホリゾント	同	2,310
ライト		
ベーススタンド	1 台	70
ハイスタンド	同	150
先玉・元玉	1 個	150
スポットライト (	1 台	380
1 KW)		
スポットライト (	同	230
500W)		
カッターライト	同	770
ハロゲンピンスポ	同	1,540
ットライト		
クセノンピンスポ	同	4,620
ットライト		
スポットライトス	同	460
ボックス		
プロジェクター	同	770
スポットライト		
エフェクトマシン	同	770
ダブルマシン	同	770
オーロラマシン	同	770
ミラーボール	同	770
リップルマシン	同	770
バンドアー	1 枚	150
プラステート	同	実費
持込器具	1 KW	230

### 3 音響設備

品目	単位	金額（1回につき）	備考
		円	
拡声装置	1 式	4,620	
マイク（A）	1 本	1,540	
マイク（B）	同	770	
ワイヤレスマイク	同	3,080	電池付き
3点つりマイク装置	同	770	
マイクスタンド（卓上）	1 本	70	
マイクスタンド（床上）	同	150	
ブームスタンド	同	150	
CDプレーヤー	1 台	770	
カセットテープレコーダー	同	770	
オープンテープレコーダー	同	1,100	
ステージスピーカ	同	2,200	
—			
はね返りスピーカ	同	1,100	
—			
ポータブルミキサ	1 式	2,200	
—			
デジタルリバーブ	1 台	2,200	

#### 4 映写設備

品目	単位	金額	備考
		円	

スクリーン	1式	1回につき 770	
-------	----	-----------	--

備考

この表に定める使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の時間区分におけるそれぞれの利用を1回として計算する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第50号

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第22条」を「第22条の3」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第51号

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程について  
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂 呂 修 平

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程

川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第22条」を「第22条の3」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うとともに、教育総務課の事務分掌を追加するもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第32号参考資料

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（組織）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) <u>教育総務部</u></p> <p>教育総務課 庶務係 人事係 施設係</p> <p>生涯学習課 管理係 生涯学習係</p> <p>文化推進室</p> <p>文化財課 文化財保護係 埋蔵文化財係 古文書係</p> <p>スポーツ課 管理係 スポーツ推進係</p> <p>(2) （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 課長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 審議監、次長又は課長補佐が2人以上置かれている場合におけるこれらの職の事務の分担は、審議監及び次長にあつては部長が、課長補佐にあつては課長がこれを定め、<u>教育総務部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第10条 第2条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(1) <u>生涯学習部</u></p> <p>教育総務課 庶務係 人事係 施設係</p> <p>生涯学習課 管理係 生涯学習係</p> <p>文化推進室</p> <p>文化財課 文化財保護係 埋蔵文化財係 古文書係</p> <p>スポーツ課 管理係 スポーツ推進係</p> <p>(2) （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 課長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 審議監、次長又は課長補佐が2人以上置かれている場合におけるこれらの職の事務の分担は、審議監及び次長にあつては部長が、課長補佐にあつては課長がこれを定め、<u>生涯学習部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第10条 第2条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。</p>

教育総務部

教育総務課

- (1)～(4) (略)
- (5) 教育局の法務に関すること。
- (6) 教育局の訴訟に関すること。
- (7) 教育局及び教育機関職員（県費負担教職員及び教育職給料表の適用を受ける市費職員を除く。）の人事に関すること。
- (8) 職員の給与その他の勤務条件に関すること。
- (9) 学校の物品及び修繕の契約に関すること。
- (10) 学校教育施設の新増改築の計画及び補修に関すること。
- (11) 分庁舎の管理に関すること。

生涯学習部

教育総務課

- (1)～(4) (略)
- (5) 教育局及び教育機関職員（県費負担教職員及び教育職給料表の適用を受ける市費職員を除く。）の人事に関すること。
- (6) 職員の給与その他の勤務条件に関すること。
- (7) 学校の物品及び修繕の契約に関すること。
- (8) 学校教育施設の新増改築の計画及び補修に関すること。
- (9) 分庁舎の管理に関すること。

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第33号参考資料

川口市教育局事務専決規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育局事務専決規則（昭和57年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（部長専決事項）</p> <p>第6条 部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>部長共通専決事項</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>教育総務部長</u>専決事項</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>（課長専決事項）</p> <p>第7条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>課長共通専決事項</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>教育総務部</u></p> <p>教育総務課長専決事項</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>（係長専決事項）</p> <p>第8条 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>係長共通専決事項</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>教育総務部</u></p> <p>(略)</p>	<p>（部長専決事項）</p> <p>第6条 部長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>部長共通専決事項</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>生涯学習部長</u>専決事項</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>（課長専決事項）</p> <p>第7条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>課長共通専決事項</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>生涯学習部</u></p> <p>教育総務課長専決事項</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>（係長専決事項）</p> <p>第8条 係長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>係長共通専決事項</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p><u>生涯学習部</u></p> <p>(略)</p>

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第34号参考資料

川口市教育局文書管理規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市教育局文書管理規程（平成13年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保存文書の廃棄）</p> <p>第57条（略）</p> <p>2 教育総務課長は、10年保存文書で、保存期間の満了したものを、<u>教育総務部長</u>の承認を得て、廃棄するものとする。この場合において、教育総務課長は、廃棄文書目録を作成し、主管課長に送付するものとする。</p> <p>3～7（略）</p>	<p>（保存文書の廃棄）</p> <p>第57条（略）</p> <p>2 教育総務課長は、10年保存文書で、保存期間の満了したものを、<u>生涯学習部長</u>の承認を得て、廃棄するものとする。この場合において、教育総務課長は、廃棄文書目録を作成し、主管課長に送付するものとする。</p> <p>3～7（略）</p>

川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第35号参考資料

川口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育委員会公印規則（昭和48年教育委員会規則第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公印の総括管理）</p> <p>第3条 公印に関する事務は、<u>教育総務部教育総務課長</u>（以下「教育総務課長」という。）が総括する。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>（公印の総括管理）</p> <p>第3条 公印に関する事務は、<u>生涯学習部教育総務課長</u>（以下「教育総務課長」という。）が総括する。</p> <p>2～3（略）</p>

改正案

様式第3号

電子印使用申請書

年 月 日

教育総務部教育総務課長 様

申請者  
.....課(所・室)長

次のとおり電子印の使用について申請します。

電子印に使用する公印の名称	
電子印の寸法 (ミリメートル)	原 寸 縮小する場合
文 書 名	
文 書 の 用 途	
電子印に関する情報の管理方法	
使用開始年月日	年 月 日
※ 決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認(理由)

現 行

様式第3号

電子印使用申請書

年 月 日

生涯学習部教育総務課長 様

申請者  
.....課(所・室)長

次のとおり電子印の使用について申請します。

電子印に使用する公印の名称	
電子印の寸法 (ミリメートル)	原 寸 縮小する場合
文 書 名	
文 書 の 用 途	
電子印に関する情報の管理方法	
使用開始年月日	年 月 日
※ 決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認(理由)

様式第4号

公 印 印 刷 申 請 書

年 月 日

教育総務部教育総務課長 様

公印使用者

職 氏 名 .....

公 印 名 称	
印 影 の 寸 法 (ミリメートル)	
印刷する文書名	
印影印刷枚数	
印影印刷理由	
用 途	
※ 決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認(理由)

様式第4号

公 印 印 刷 申 請 書

年 月 日

生涯学習部教育総務課長 様

公印使用者

職 氏 名 .....

公 印 名 称	
印 影 の 寸 法 (ミリメートル)	
印刷する文書名	
印影印刷枚数	
印影印刷理由	
用 途	
※ 決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認(理由)

公印新調(改刻・廃止)申請書

年 月 日

教育総務部教育総務課長 様

公印管理者

職氏名.....

新調

次のとおり公印の 改刻 について申請します。

廃止

公印名称			
種別		書体	
寸法 (ミリメートル)		印材	
用途			
新調、改刻、廃止年月日			
理由			
ひな形 (印影)	管理場所		
	管理者		
	取扱者		

公印新調(改刻・廃止)申請書

年 月 日

生涯学習部教育総務課長 様

公印管理者

職氏名.....

新調

次のとおり公印の 改刻 について申請します。

廃止

公印名称			
種別		書体	
寸法 (ミリメートル)		印材	
用途			
新調、改刻、廃止年月日			
理由			
ひな形 (印影)	管理場所		
	管理者		
	取扱者		

様式第6号

公 印 事 故 報 告 書

年 月 日

教育総務部教育総務課長 様

公印管理者

職 氏 名 \_\_\_\_\_

公 印 名 称			
発 生 年 月 日 時	年	月	日 時 分
発 生 場 所			
管 理 者 名		取 扱 者 名	
管 理 課 所			
事故の内容			
発生時における 管 理 状 況			
事 故 処 理 の て ん 末			
そ の 他 の 事 項			

様式第6号

公 印 事 故 報 告 書

年 月 日

生涯学習部教育総務課長 様

公印管理者

職 氏 名 \_\_\_\_\_

公 印 名 称			
発 生 年 月 日 時	年	月	日 時 分
発 生 場 所			
管 理 者 名		取 扱 者 名	
管 理 課 所			
事故の内容			
発生時における 管 理 状 況			
事 故 処 理 の て ん 末			
そ の 他 の 事 項			

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第36号参考資料

川口市立教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立教育局職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者				別表第1（第4条関係） 総括安全衛生管理者			
箇所		名称	充てる者の職	箇所		名称	充てる者の職
1	分庁舎（2の箇所を除く全箇所をいう。以下同じ。）	分庁舎総括安全衛生管理者	<u>教育総務部長</u>	1	分庁舎（2の箇所を除く全箇所をいう。以下同じ。）	分庁舎総括安全衛生管理者	<u>生涯学習部長</u>

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第37号参考資料

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第6条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第6条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第38号参考資料

川口市立生涯学習プラザ処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立生涯学習プラザ処務規程（平成31年教育委員会規程第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第39号参考資料

川口市立中央ふれあい館処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立中央ふれあい館処務規程（平成16年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第40号参考資料

川口市立アートギャラリー処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立アートギャラリー処務規程（平成24年教育委員会規程第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第5条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第5条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第41号参考資料

川口市立文化財センター処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立文化財センター処務規程（平成18年教育委員会規程第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 所長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 所長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第42号参考資料

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立図書館処務規程（平成18年教育委員会規程第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職務及びその代行）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 中央図書館長に事故があるときは、副館長が中央図書館長の職務を代行する。この場合において、重要又は異例な事務については、<u>教育総務部長</u>の指揮を受けなければならない。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>（事務の分担）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（職務及びその代行）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 中央図書館長に事故があるときは、副館長が中央図書館長の職務を代行する。この場合において、重要又は異例な事務については、<u>生涯学習部長</u>の指揮を受けなければならない。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>（事務の分担）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第43号参考資料

川口市立科学館処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立科学館処務規程（平成15年教育委員会規程第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職務及びその代行）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 館長に事故がある場合において、副館長を置く場合にあつては副館長（副館長が2人以上置かれている場合は、あらかじめ館長が指定する副館長）が、副館長を置かない場合にあつてはその事務を主管する係長が館長の職務を代行する。この場合において、重要又は異例な事務については、<u>教育総務部長</u>の指揮を受けなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（事務の分担）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（代決）</p> <p>第9条 館長専決事項で、館長が不在である場合において、副館長を置く場合にあつては副館長（副館長が2人以上置かれている場合は、あらかじめ館長が指定する副館長）がこれを代決することができるものとし、副館長を置かない場合にあつては<u>教育総務部長</u>の決裁を受けるものとする。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（職務及びその代行）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 館長に事故がある場合において、副館長を置く場合にあつては副館長（副館長が2人以上置かれている場合は、あらかじめ館長が指定する副館長）が、副館長を置かない場合にあつてはその事務を主管する係長が館長の職務を代行する。この場合において、重要又は異例な事務については、<u>生涯学習部長</u>の指揮を受けなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（事務の分担）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（代決）</p> <p>第9条 館長専決事項で、館長が不在である場合において、副館長を置く場合にあつては副館長（副館長が2人以上置かれている場合は、あらかじめ館長が指定する副館長）がこれを代決することができるものとし、副館長を置かない場合にあつては<u>生涯学習部長</u>の決裁を受けるものとする。</p> <p>2～4（略）</p>

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第44号参考資料

川口市立体育施設処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立体育施設処務規程（平成19年教育委員会規程第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 所長又は館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 所長又は館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第45号参考資料

川口市立大貫海浜学園処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立大貫海浜学園処務規程（平成23年教育委員会規程第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 園長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 園長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第46号参考資料

川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立水上少年自然の家設置及び管理条例施行規則（平成5年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第6条（略） 2 所長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第6条（略） 2 所長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第47号参考資料

川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立教育研究所設置及び管理条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 所長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 所長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第49号参考資料

川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則（昭和46年教育委員会規則第4号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 所長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>教育総務部長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（事務の分担） 第4条（略） 2 所長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、<u>生涯学習部長</u>に提出しなければならない。</p>

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

令和2年度の組織改正に伴い、生涯学習部から教育総務部に変更することを受け、それらに係る所要の改正を行うもの。

また、利用者に貸し出しを行なっている付属設備の一部が、老朽化し使用に耐えない状態であることから、別表の整備を行うもの。

2 改正の内容

(1) 生涯学習部長の名称を教育総務部長に改めるもの。

(2) 別表（第10条関係）中の、1 舞台設備の「エレクトーン」の項、3 音響設備の「エレベーターマイク装置」の項及び「レコードプレーヤー」の項、4 映写装置の「35ミリ映写機」の項及び「16ミリ映写機」の項を削るもの

3 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案第49号参考資料

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立南平文化会館管理規則（昭和54年教育委員会規則第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（事務の分担） 第6条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、 <u>教育総務部長</u> に提出しなければならない。				（事務の分担） 第6条（略） 2 館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、 <u>生涯学習部長</u> に提出しなければならない。			
別表（第10条関係） 1 舞台設備				別表（第10条関係） 1 舞台設備			
品目	単位	金額（1回につき）	備考	品目	単位	金額（1回につき）	備考
（略）		円		（略）		円	
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<u>エレクトーン</u>	<u>同</u>	<u>1,540</u>	
3 音響設備				3 音響設備			
品目	単位	金額（1回につき）	備考	品目	単位	金額（1回につき）	備考
（略）		円		（略）		円	
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<u>エレベーターマイク装置</u>	<u>1基</u>	<u>770</u>	
（略）				（略）			
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<u>レコードプレーヤー</u>	<u>同</u>	<u>770</u>	
（略）				（略）			
4 映写設備				4 映写設備			
品目	単位	金額	備考	品目	単位	金額	備考
		円				円	
スクリーン	1式	1回につき 750		スクリーン	1式	1回につき 750	

改 正 案				現 行			
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>35ミリ映写機</u>	<u>同</u>	<u>10分につき</u> <u>1,540</u>	<u>10分とは、</u> <u>フィルムの</u> <u>上映時間を</u> <u>いう。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>16ミリ映写機</u>	<u>同</u>	<u>10分につき</u> <u>920</u>	<u>10分とは、</u> <u>フィルムの</u> <u>上映時間を</u> <u>いう。</u>
備考 この表に定める使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の時間区分におけるそれぞれの利用を1回として計算する。				備考 この表に定める使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の時間区分におけるそれぞれの利用を1回として計算する。			

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規程中に引用している同法の条項に移動が生じることから、規程の整備を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第50号参考資料

川口市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（休暇）</p> <p>第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「県規則」という。）第12条第1項第1号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第13条に規定する年次休暇を受けようとするときは、産前産後の休暇にあつては様式第4号の休暇届に、年次休暇にあつては様式第5号の休暇届簿（校長にあつては、様式第5号の2の休暇届簿、臨時的任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の3</u>に規定する臨時的任用をいう。）された教職員にあつては、様式第5号の3の休暇届簿）に、所定の事項を記載し、校長（校長にあつては、教育長）に届け出なければならない。</p> <p>2～10（略）</p>	<p>（休暇）</p> <p>第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「県規則」という。）第12条第1項第1号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第13条に規定する年次休暇を受けようとするときは、産前産後の休暇にあつては様式第4号の休暇届に、年次休暇にあつては様式第5号の休暇届簿（校長にあつては、様式第5号の2の休暇届簿、臨時的任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する臨時的任用をいう。）された教職員にあつては、様式第5号の3の休暇届簿）に、所定の事項を記載し、校長（校長にあつては、教育長）に届け出なければならない。</p> <p>2～10（略）</p>

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、規程中に引用している同法の条項に移動が生じることから、規程の整備を行うもの。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第51号参考資料

川口市立高等学校職員服務規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市立高等学校職員服務規程（昭和41年教育委員会規程第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（休暇）</p> <p>第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「県規則」という。）第12条第1項第1号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第13条に規定する年次休暇を受けようとするときは、産前産後の休暇にあつては様式第4号の休暇届に、年次休暇にあつては様式第5号の休暇届簿（校長にあつては、様式第5号の2の休暇届簿、臨時的任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の3</u>に規定する臨時的任用をいう。）された教職員にあつては、様式第5号の3の休暇届簿）に、所定の事項を記載し、校長（校長にあつては、教育長）に届け出なければならない。</p> <p>2～10（略）</p>	<p>（休暇）</p> <p>第10条 職員が、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「県規則」という。）第12条第1項第1号本文に規定する休暇（以下「産前産後の休暇」という。）又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「県条例」という。）第13条に規定する年次休暇を受けようとするときは、産前産後の休暇にあつては様式第4号の休暇届に、年次休暇にあつては様式第5号の休暇届簿（校長にあつては、様式第5号の2の休暇届簿、臨時的任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>に規定する臨時的任用をいう。）された教職員にあつては、様式第5号の3の休暇届簿）に、所定の事項を記載し、校長（校長にあつては、教育長）に届け出なければならない。</p> <p>2～10（略）</p>

川口市立学校学校評議員の委嘱を解いたことについて

1 戸塚小学校

氏名	委嘱年月日	解職年月日
佐山 道浩	令和元年6月1日	令和2年3月6日

## 令和2年度 川口市特別支援教育支援員の採用について

番号	配置校	氏名	番号	配置校	氏名
1	本町小	越智 美徳	38	芝中央小	増田 紀子
2	本町小	岡野 和代	39	新郷東小	古澤 啓子
3	幸町小	國分 紫津子	40	朝日西小	林 ひろみ
4	幸町小	佐藤 玲子	41	慈林小	小川 久美子
5	仲町小	吉井 景子	42	差間小	佐藤 聡子
6	上青木小	藤倉 恵子	43	東本郷小	八藤後 友子
7	元郷小	出羽 奈保子	44	東領家小	原田 陽子
8	飯塚小	米沢 暁子	45	安行東小	有馬 智子
9	芝小	古賀 正恵	46	安行東小	今井 由美子
10	新郷小	山根 由紀子	47	在家小	大谷 恵理子
11	神根小	石井 洋子	48	戸塚東小	片岡 由香
12	青木北	望月 由美	49	戸塚北小	塩谷 貴子
13	領家小	中島 康裕	50	木曾呂小	小池 久美子
14	舟戸小	山田 哲二	51	木曾呂小	宮崎 信子
15	十二月田小	松村 栄	52	戸塚綾瀬小	佐藤 律子
16	飯仲小	昆野 亮子	53	戸塚南小	齊藤 梢
17	並木小	本多 久男	54	鳩ヶ谷小	加藤 由美子
18	安行小	星川 恵	55	中居小	長谷川 彩華
19	安行小	三浦 由貴	56	辻小	長谷川 はるみ
20	原町小	中川 美津恵	57	里小	清水 明枝
21	前川小	渡邊 智佳子	58	桜町小	星野 綾子
22	前川小	若山 みどり	59	南鳩ヶ谷小	吉岡 美奈子
23	戸塚小	長門 成美	60	西中	早川 裕子
24	青木中央小	秋山 匡俊	61	南中	木村 如恵
25	青木中央小	富士原 正子	62	北中	伊藤 美徳
26	元郷南小	松村 順子	63	幸並中	大山 和夫
27	芝西小	富澤 香奈恵	64	十二月田中	植松 節子
28	芝南小	前野 雄吉	65	芝東中	内田 睦美
29	神根東小	豊嶋 浩伸	66	芝西中	山野 安英
30	朝日東小	梅田 要子	67	榛松中	荒木 ひとみ
31	芝富士小	倉林 洋子	68	神根中	東 裕子
32	前川東小	漆間 夏子	69	安行東中	近藤 卓子
33	柳崎小	北川 舞	70	八幡木中	佐藤 和子
34	芝樋ノ爪小	野邊田 淳子	71	里中	上野 麻理
35	新郷南小	前田 由紀子	72	舟戸幼	斉藤 晴美
36	上青木南小	川畑 むつ子	73	南平幼	渡邊 美佐枝
37	根岸小	齋藤 綾子			

・根拠 川口市特別支援教育支援員配置事業実施要綱第3条により採用をする。

・任期 令和2年4月8日～令和3年3月31日

令和2年度川口市スクールソーシャルワーカーの採用について

	氏名		川口市スクール ソーシャルワーカー歴	配置
1	佐竹 祐美子	更新	4年	川口市立教育研究所
2	宮崎 まり子	新規		
3	小田長 幹夫	新規		

・根拠 川口市スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱第3条により採用をする。

・任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日

※「更新」：令和元年度埼玉県市町村配置スクールソーシャルワーカーとして勤務している者で、次年度川口市スクールソーシャルワーカーとして任用を更新する者

令和元年度川口市立高等学校卒業者の進路状況

（令和2年3月13日現在）

川口市立高校(全日制)	令和元年度				
	進路決定者数			割合(%)	前年比
項目	男子	女子	計		
国公立大学	14	0	14	2.7	1.8
私立大学	115	135	250	48.2	-1.5
文部科学省所管外大学校	0	0	0	0.0	0.0
短期大学（公立・私立）	1	24	25	4.8	-1.5
専門学校等	43	73	116	22.4	-1.2
就 職	10	17	27	5.2	0.7
進学・就職の準備等	1	4	5	1.0	-14.0
留学、海外の大学日本校	1	2	3	0.6	0.6
その他	50	29	79	15.1	15.0
計（卒業者数）	235	284	519		
在籍者数	235	284	519		

平成30年度				
進路決定者数			割合(%)	
男子	女子	計		
1	4	5	0.9	
137	148	285	49.7	
0	0	0	0.0	
1	35	36	6.3	
45	90	135	23.5	
9	17	26	4.5	
54	32	86	15.0	
0	0	0	0.0	
1	0	1	0.1	
248	326	574		
248	326	574		

川口市立高校(定時制)	令和元年度				
	進路決定者数			割合(%)	前年比
項目	男子	女子	計		
国公立大学	0	0	0	0.0	0.0
私立大学	0	0	0	0.0	-2.0
文部科学省所管外大学校	0	0	0	0.0	0.0
短期大学（公立・私立）	0	0	0	0.0	0.0
専門学校等	4	0	4	13.3	-6.7
就 職	3	2	5	16.7	-17.3
進学・就職の準備等	1	1	2	6.7	-9.3
留学、海外の大学日本校	0	0	0	0.0	0.0
その他	14	5	19	63.3	35.3
計（卒業者数）	22	8	30		
在籍者数	22	8	30		

平成30年度				
進路決定者数			割合(%)	
男子	女子	計		
0	0	0	0.0	
0	1	1	2.0	
0	0	0	0.0	
0	0	0	0.0	
6	4	10	20.0	
7	10	17	34.0	
4	4	8	16.0	
0	0	0	0.0	
10	4	14	28.0	
27	23	50		
30	23	53		

令和元年度 川口市立高校

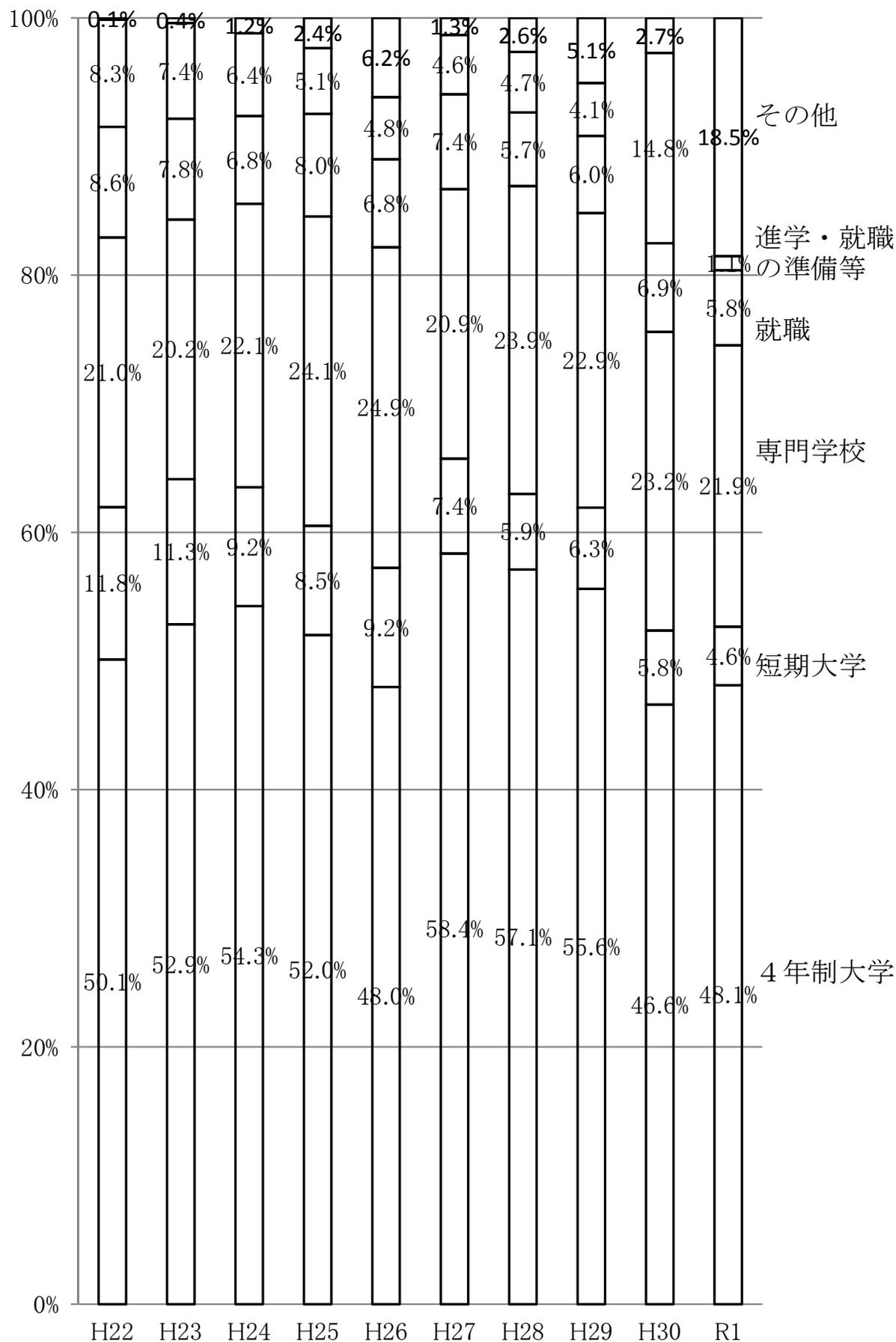
項 目	進路決定者数			割合(%)	前年比
	男子	女子	計		
国公立大学	14	0	14	2.6	1.8
私立大学	115	135	250	45.5	-0.3
文部科学省所管外大学校	0	0	0	0.0	0.0
短期大学（公立・私立）	1	24	25	4.6	-1.2
専門学校等	47	73	120	21.9	-1.3
就 職	13	19	32	5.8	-1.1
進学・就職の準備等	2	5	7	1.1	-13.7
留学、海外の大学日本校	1	2	3	0.5	0.5
その他	64	34	98	18.0	15.3
計（卒業者数）	257	292	549		
計（在籍数）	257	292	549		

※「就職」は、就職進学者、防衛大学等の俸給が支給される「学校」の進学者を含まず。  
 ※「その他」は、家事手伝、臨時的な職に就く者、上記の項目のいずれにも該当しない者。

※参考

平成30年度川口市立高校の進路状況について

項 目	進路決定者数			割合(%)
	男子	女子	計	
国公立大学	1	4	5	0.8
私立大学	137	149	286	45.8
文部科学省所管外大学校	0	0	0	0.0
短期大学（公立・私立）	1	35	36	5.8
専門学校等	51	94	145	23.2
就 職	16	27	43	6.9
進学・就職の準備等	56	36	92	14.8
留学、海外の大学日本校	0	0	0	0.0
その他	13	4	17	2.7
計（卒業者数）	275	349	624	
計（在籍者数）	278	349	627	



## 令和2年度中高生海外派遣事業について

## 1 令和2年度の実施計画

## (1) 中学生海外派遣事業

## ①派遣事業

- ア 派遣先 オーストラリア ノースミードハイスクール
- イ 派遣期間 令和2年7月29日（水）～8月7日（金）
- ウ 派遣者数 18人
- エ 募集期間 令和2年4月1日（水）～4月14日（火）

## ②派遣受入れ事業

- ア 受入期間 令和2年10月2日（金）～10月7日（水）
- イ 受入生徒 未定

## (2) 高校生海外派遣事業

## ①短期派遣事業

- ア 派遣先 米国オハイオ州 フィンドレー高校
- イ 派遣期間 令和2年7月27日（月）～8月10日（月）
- ウ 派遣者数 18人
- エ 募集期間 令和2年4月1日（水）～4月14日（火）

## ②長期留学事業

- ア 派遣先 米国オハイオ州 フィンドレー高校
- イ 派遣期間 令和2年8月19日（水）～令和3年5月29日（土）
- ウ 派遣者数 2人

## ③派遣受入れ事業

- ア 受入期間 令和2年8月19日（水）～12月18日（金）
- イ 受入生徒 2人（フィンドレー高校より）

## 2 現在の状況

## (1) オーストラリア（ノースミードハイスクール）について

ニューサウスウェールズ州政府から日本への渡航を延期または中止にするようにとの要請があった。これを受けて、ノースミードハイスクールから②に関わる日本への派遣については、中止をすることに決定したとの報告があった。

## (2) 米国オハイオ州（フィンドレー高校）について

オハイオ州内での感染拡大を受け、オハイオ州に非常事態宣言が出された。これを受け、オハイオ州内の学校は3/16から3週間の休校措置を取ることとなり、3/12にフィンドレー市教育長より休校の対応について指示が出された。

CDC（アメリカ疾病予防管理センター）は、「高等教育機関における外国への留学をする生徒への指針」の中で、外国との交換留学を延期または中止を熟考すべきと示した。

議案第21号

川口市学校運営協議会を設置することについて

川口市学校運営協議会規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり川口市学校運営協議会を設置することについて議決を求める。

令和2年3月17日提出

川口市教育委員会教育長 茂呂 修平

1. 設置する学校

		学校名	備考
小学校	1	仲町小学校	新規
	2	元郷小学校	新規
	3	芝小学校	新規
	4	新郷小学校	新規
	5	神根小学校	新規
	6	領家小学校	新規
	7	舟戸小学校	新規
	8	十二月田小学校	新規
	9	並木小学校	新規
	10	戸塚小学校	新規
	11	芝西小学校	新規
	12	朝日東小学校	新規
	13	芝富士小学校	新規
	14	前川東小学校	新規
	15	新郷南小学校	新規
	16	芝中央小学校	新規
	17	新郷東小学校	新規
	18	朝日西小学校	新規
	19	慈林小学校	新規
	20	戸塚東小学校	新規
	21	戸塚北小学校	新規
	22	中居小学校	新規
	23	辻小学校	新規
中学校	1	東中学校	新規
	2	南中学校	新規
	3	芝中学校	新規
	4	上青木中学校	新規
	5	芝東中学校	新規
	6	榛松中学校	新規
	7	戸塚中学校	新規
	8	安行東中学校	新規

2. 設置期日

令和2年4月1日